

## 平成29年8月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月25日〔金曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	上妻 力
//	2 番	中村 正幸
//	3 番	深田 広文
//	5 番	羽生 友保
//	6 番	古田 洋美
//	7 番	鮫島 繁樹
//	9 番	牛越 紀幸
//	10 番	坂本 江里子
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	河本 アツミ
//	13 番	石寺 政和
//	14 番	日高 仙三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 非農地証明願いについて  
議案第4号 あっせんについて  
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



## ○局長

お疲れさまです。定刻になりましたので、8月の定例総会を開会いたします。  
会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

## ○会長

皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、出席をいただき真にありがとうございます。  
さて、先日襲来した台風5号による被害について報告をしたいと思います。被害総額は、約7,000万円で、特に東海岸の塩害による被害が大きかったようです。今後も台風の襲来等に注意をしながら農作物の管理等に努めていただければと思います。

本日は、農地等の利用の最適化に関する指針について、農業委員及び推進委員の意見を踏まえ、定めることとなっておりますので、皆様からの意見をいただきながら策定をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

また、台風通過後の猛暑が厳しい現状ではありますが、皆様におかれましても、これから青果用の芋、園芸用の準備作業等、忙しい時期が続きますので、体調管理には十分注意していただき、農作業に励んでいただきたいと思います。

## ○議長

それでは、ただいまから8月の定例総会を開会いたします。

始めに日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。議事録署名委員には6番の古田委員と7番鮫島委員を指名いたします。

以上で日程第1を終了いたします。

## ○議長

続きまして、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料の1ページをお開きください。今月は所有権移転5件、使用貸借権設定2件、合計7件の申請がありました。

1番です。住吉里之町地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積4,292平米を使用貸借により3年間借り受けるものです。

2番です。住吉里之町地区です。台帳地目田、現況地目畑の4筆で、合計面積2,322平米を使用貸借により3年間借り受けるものです。

3番です。住吉里之町地区です。台帳地目田、現況地目畑の2筆で、合計面積1,622平米を売買により所有権移転するものです。

2ページをお開きください。

4番です。住吉中之町地区です。台帳地目田、現況地目畑の2筆で、合計面積382平米を贈与により所有権移転するものです。

5番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積1,868平米を売買により所有権移転するものです。

6番です。下西上石寺地区です。台帳現況地目田の1筆で、面積244平米を贈与により所有権移転するものです。

3ページをお開きください。

7番です。安納軍場地区です。台帳現況地目畑の6筆で、合計面積9,785平米を贈与により所有権移転するものです。

以上、本件1番から7番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明終わります。

## ○議長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。  
続きまして担当委員の報告をお願いします。

## ○1 番委員

おはようございます。1番です。整理番号1番から4番につきまして、すべて8月21日に聞き取り調査及び現地調査を行いましたので報告をいたします。整理番号1番、2番につきましては、申請人が一緒ですので一括して説明をいたします。貸人、借人は親子の関係です。借人は4年ほど前に種子島に帰ってきて親と一緒に畜産を中心にやっている新規就農者です。申請地は住吉志和野地区にありまして、牧草、サトウキビを植えておりました。貸人である父親から機械を借り、経営技術を学びながら後継者として頑張っていくとのごことでございました。非常にやる気のある若者で期待をしているところでございます。双方確認の結果、申請どおり何ら問題はないと考えております。

続きまして、整理番号3番について説明をいたします。譲渡人、譲受人の間で10年ほど前に、個人間で売買を行っておりましたが、登記名簿の変更まで行っておらず、今回の申請に至ったようです。申請地は、住吉里之町地区の集落から少し外れたところにある農地です。1筆はハウスで作付けをしておりました。もう1筆は表土が薄く、耕作に適していないので1年ほどかけて客土を行い、畑として利用するとのことでした。双方、確認の結果、申請どおり何ら問題はないと考えます。

続いて、整理番号4番について説明をいたします。申請地は住吉中之町地区の集落内にある農地です。譲渡人が所有する宅地に隣接する農地でありまして、その宅地と一括して財産を処分したいと譲渡人からの相談があり、今回の申請に至ったようです。現地は、現在耕作をしておらず少し雑草が生えている程度でロータリーをかければすぐ農地として使える農地でありました。譲受人は、昨年農協を退職いたしまして、安納芋を中心として頑張っている専業農家です。申請地を譲り受けた後は、ハウスを建てて安納芋の苗床として利用したいとのごことでございました。双方確認の結果、申請通り何ら問題はないと考えております。

以上で報告を終わります。

## ○7 番委員

7番です。整理番号5番について報告をいたします。8月21日に、譲渡人立会いのもと推進委員とともに現地調査を行いました。なお、譲受人が当日は都合が悪かったので、翌日また聞き取り調査を行いました。譲受人は畜産と普通作を営む庄司浦集落の専業農家でございます。当該農地は譲受人の田の隣でもあり牧草地が欲しいということで、譲渡人に相談があり今回の申請になったものです。現在は、繁殖牛6頭と水稻の作付けを行っております。農業機械等についても一式揃っており、経営技術面においても何ら申し分ないと思っております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上でございます。

## ○13 番委員

13番です。整理番号6番について説明いたします。8月19日、譲受人と担当推進委員立ち会いのもと現地調査を行いました。譲渡人と譲受人との関係は、譲受人の父の弟に当たる方でございます。譲受人の農地に隣接した244平米の田んぼで、現在も耕作をしております。贈与による所有権移転でございます。譲渡人は大阪在住で、電話で確認を取っております。他、申請どおり間違いありません。以上です。

## ○14 番委員

14番です。8月21日に譲渡人立会いのもと推進委員とともに、現地調査をしております。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、一部経営移譲に伴う贈与となっております。申請農地の状況ですが6筆の内、上から3筆は1枚となっておりますので、4枚ということでごございました。それぞれ安納芋を植え付けております。申請どおり間違いありませんでした。以上です。

**○議長**

はい、ありがとうございました。ただいま議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。それでは無いようので採決をいたします。議案第1号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

**○議長**

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は4ページをお開きください。

1番です。申請地は、住吉里之町地区の土地1筆で、台帳地目田、現況地目畑、合計面積1,256平米であります。申請理由としましては、譲受人は畜産業を営んでおりますが、現在の畜舎には牛の運動場がないため、牛の価値を高めるためにも運動場を設置したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、農地規模が10ha未満の住宅が連たんする区域に近接することから、第2種農地の「街区内農地」に該当すると判断されます。周辺は山林と自己所有の畑がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われます。また残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われます。以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

**○議長**

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。これについては、昨日現地調査が行われております。暑い中の現地調査のため大変だったかと思ひます。

それでは調査委員長の報告をよろしくお願ひいたします。

**○13番委員**

はい、13番です。昨日、現地調査を行いました。事務局より内田さん、平原さん、12番委員、担当農業委員、担当推進委員で実施いたしました。転用所有権移転でございます。申請地は、住吉里之町の農地で目的は、ただいま事務局説明のとおりでございます。転用農地は牛舎に隣接しており、牛の運動場に適していると思ひております。また、周りには住宅、農地も無く、周辺に迷惑はかからないと思ひます。そういうことで調査員一同、許可相当と意見の一致したところでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長**

はい、ありがとうございました。ただいま議案第2号について、事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、無いようですので採決をいたします。議案第2号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定をいたします。

**○議長**

続きまして議案第3号「非農地証明願ひについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

議案第3号「非農地証明願ひについて」を説明いたします。資料は5ページです。

1番です、下西上石寺地区です。台帳地目は畑ですが、平成元年頃から耕作せず、現在雑種地となっております。交付基準2に基づいた申請です。

2番です。安納大平地区です。台帳地目は畑ですが、平成14年頃から耕作せず、現在宅地となっています。交付基準3(ウ)に基づいた申請です。以上で説明を終わります。

**○議長**

はい、ありがとうございました。これにつきましても、昨日、現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

**○13番委員**

はい、13番です。非農地証明願いについてご報告いたします。番号1番ですが、申請地は、下西上石寺地区でございます。借家住宅が10数件立ち並ぶ一角にある農地でございます。30年近く耕作しておらず、現在、雑種地となっております。

また、農地の隣は谷になっておりまして、斜面が少し崩れかかっております。交付基準2に該当しますので、問題はないと思います。

続きまして、2番について報告いたします。申請地は安納大平地区で台帳畑、現況は宅地となっております。この物件は、今月の利用集積申請の物件に隣接した農地で、宅地が畑であることに気づかず、利用集積申請の際に気づいての申請となっております。地主は、先月入院のため、大阪の息子さんのところに引き上げて現在空き家となっております。調査員一同、許可してもいいのではないかとこの意見の一致を見たところでありますが、交付基準3の(ウ)に基づく申請となっております。この3の(ウ)というのは、その他、農業委員会会長が非農地として認め、総会において委員の過半数以上の承認を得た土地となっております。そういうことで、昨日、会長が現地を見に行きまして許可相当という意見でございましたので、皆さんがたの審議方をよろしく願いいたします。以上です。

**○議長**

はい、ありがとうございました。続いて担当委員の報告をお願いします。

**○14番委員**

14番です。今、調査委員長の方から詳しい説明がありました。譲渡人に関しましては、今、調査委員長の報告どおり、7月28日に大阪のほうに重い病気でいきまして、現在は電話でやり取りしてる状況です。審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長**

はい、ありがとうございました。ただいま事務局、調査委員長並びに担当委員のほうから説明がありました。また、調査委員長の方からありましたように、私も事務局長、内田さんと一緒に現地を確認をしたんですけれども、いろんな今までの流れを鑑み許可相当という判断をしました。皆さんの方から質疑があったら挙手をお願いいたします。はい、それでは無いようですので採決をいたします。議案第3号「非農地証明願いについて」非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第3号「非農地証明願いについて」は、非農地として承認することといたします。

**○議長**

続きまして、議案第4号「あっせんについて」を議題とします。事務局説明をお願いします。

**○事務局**

議案第4号「あっせんについて」です。資料は6から7ページです。

6ページ上段「売りたい」の申し出です。場所は、安城大野地区です。申出者は、島外在住で、種子島に帰ってくる予定もないので財産を処分したいとのことです。売り手が見つからない場合には、借り手をさがしてほしいとのことです。あっせん委員につきましては、9番牛越委員と2番中村委員をお願いいたします。

6ページ中段「貸したい」の申し出です。場所は上西横山地区です。11月末で市農業振興公社から返還されるので、返還後に作ってくれる人を探してほしいとのことです。シカ被害あり、霜ありです。畑かん設備ありで、標準額で貸したいとのことです。あっせん委員につきましては

は、4番脇田委員と5番羽生委員にお願いいたします。

6ページ下段から7ページにかけて「買いたい」の申し出です。場所は住吉能野里地区です。現在申出人が耕作している農地の隣接地が荒れているので、買い受けて耕作したいとのことです。表土が薄く、石が出るような畑で、かつ荒れているという状況を鑑みて相場よりも安く買いたいとのことです。あっせん委員につきましては、3番深田委員と1番上妻委員にお願いいたします。なお、本件につきましては、3筆とも不在地主の土地であり、うち1筆は所有者が死亡していることから、相続が必要な案件であることが判明しております。現在、相続人及び現所有者については調査中でありますので、確認がとれてから改めてあっせん委員にお繋ぎをいたします。以上です。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。今月は「売りたい」の申し出が1件、「貸したい」の申し出が1件、「買いたい」の申し出が1件、これについて皆さんの方から何か質疑がありますか。無いようですので、あっせん委員になられた方は大変ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○議長

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず始めに、利用権の設定を説明いたします。平成29年8期①農用地利用集積計画の1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成29年9月1日から平成34年8月31日の5年間、地目畑、面積2,017平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。内訳については、1の2ページを、詳細については1の3ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。平成29年8期②農用地利用集積計画の2の1ページをお開きください。

1段目です。平成29年9月1日に所有権を移転するものです。地目畑、面積13,292平米、所有権を受ける者2人、受ける者1人です。内訳については、2の2ページを、詳細については2の3ページから2の10ページをご覧ください。

続きまして、平成29年8期③農地中間管理事業分の利用権設定です。3の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成29年10月1日から平成34年9月30日の5年間、地目田、面積6,569平米、地目畑、面積38,397平米、利用権の設定する者5人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成29年10月1日から平成38年5月31日の8年8カ月間、地目畑、面積1,882平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成29年10月1日から平成39年9月30日の10年間、地目畑、面積8,181平米利用権の設定する者1人、受ける者1人です。内訳については、3の2ページを、詳細については3の3ページから3の8ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。それでは、担当委員の説明をお願いします。

#### ○10番委員

10番です。整理番号1について報告いたします。8月24日午後1時半、本人立会いの下、

推進委員とともに現地調査を行いました。貸人は茶業を営んでおり、借人は貸人の息子 35 歳で 6 年前から就農しており新規就農者です。貸人は借人の父親で息子に土地を無償貸与することとしたそうです。後継者不足が叫ばれる中で、こういった若者が就農し今後地域の担い手として活躍することを期待しております。以上確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

**○議長**

はい、ありがとうございました。これについて質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

はい、無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」1 番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、利用権の設定 1 番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

続きまして「所有権の移転」1 番、2 番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いします。

**○14 番委員**

はい、14 番です。利用集積計画②の所有権の移転につきまして報告をいたします。8 月 23 日に現地調査をしております。整理番号 1 につきまして、所有権を移転する者に関しましては昨年、離農いたしまして資産の処分という事がありまして、農地を譲受人であります農地保有適格法人の大規模農家の方に譲渡ということになっております。この件に関しましては、今年の 10 月に利用集積計画の所有権の移転でこの場で承認をいただいた農地であります。資金計画の中でちょっと支払いがその時にできなかったということでございまして再度、申請をしたということでございます。農地に関しましては、安納芋とバレイショを作り、そして牧草を作るということでございました。申請どおり 1 番に関しては間違いございませんでした。

整理番号 2 につきましては、所有権移転する者は非農地証明でありました申請人でございます。この方も入院のために島を離れるということで、財産の処分ということで今回の申請になっております。場所といたしましては、安納小学校付近の農地でありまして、確認したところちょっと狭いですが、安納芋を来年から作付していくということでございました。申請どおり間違いございませんでした。以上です。

**○議長**

はい、ありがとうございました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、無いようですので採決をいたします。「所有権の移転」整理番号 1 番 2 番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので「所有権の移転」整理番号 1 番、2 番については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

**○議長**

続きまして「利用権の設定、農地中間管理事業分について」を審議いたします。先ほど事務局の方から説明がありました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いをいたします。はい、無いようですので採決いたします。「利用権の設定、農地中間管理事業分について」は原案どおり承認する方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので「利用権の設定、農地中間管理事業分について」は原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

**○議長**

続きまして議案第 6 号「西之表市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の策定に係る意見の聴取を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

議案第 6 号、西之表市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の策定について」ご説明いたします。

指針の策定につきましては、農業委員会等に関する法律第 7 条により農地等の利用の最適化



の推進に関する目標及び推進の方法等について、推進委員の意見を聴取の上、定めることとなっておりますので、本日、提案するものでございます。読み上げますので確認をしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1. 基本的な考え方です。農業委員会等に関する法律の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられたところでございます。

西之表市においては、複合経営による農業生産を展開してきたが、近年、経営の安定化を図るため、基盤整備済み地区においては、収益性の高い輸送野菜の導入が盛んになっており、高収益性作物の導入が積極的に図られていることから、今後は担い手を中心に、畑かん営農に対する作付け体系の確立とあわせて産地化を推進する。

また、畑作を中心に経営規模の拡大を志向する土地利用型農家と施設園芸等集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供農地の集約化のための利用調整交換等を進め、その役割分担を図りつつ、地域複合としての農業の発展を目指しながら、農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本とし、引き続き本市の農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めることとしているところでございます。

特に農業就業人口の減少や高齢化に伴い、農業後継者に継承されない農地や担い手に集積されない農地で、一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、遊休農地の発生予防、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要があると思われるところでございます。

以上のような観点から、地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、西之表市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定なるものでございます。

なお、この指針につきましては、農林水産業地域の活力創造プランで今後 10 年間で担い手の農地、農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立とされたことから、それにあわせて平成 35 年を目標とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である 3 年ごとに検証、見直しを行うものでございます。

また単年度の具体的な活動については、農業委員会事務の実施状況等の公表に基づく、目標及びその達成に向けた活動計画のとおりとするというところとなっております。

次のページをお開きください。第 2 に具体的な目標と推進方法でございます。1. 遊休農地の発生防止解消についてです。目標設定の考え方としまして、遊休農地の割合を 1%以下とすることを目標とし、現状の農地面積に対し 7ヘクタール以上の解消が必要であることから平成 35 年までに、単年度解消目標面積を 1ヘクタールとするものでございます。

上の表をご覧ください。現状としまして管内の農地面積が 3,170ヘクタール、それに対して昨年までの調査結果で、遊休農地面積が 37.7ヘクタールでございます。現在の本市の遊休農地の割合は 1.19%と 1%を超えている状況でございます。ここの解消について、まず 3年後の目標といたしまして、遊休農地の割合を 0.97%まで解消していくというような目標を立てているところでございます。さらに、35年の目標としましては、1%以下を維持していくということを目指し、0.82%、というような数値をあげているところでございます。具体的には、今皆さんに調査をしていただいております調査の中で、赤シールが出たところについては、農地から外していくと、非農地化をしていくということを一方でやりながら、再生可能な農地については、できるだけ再生をしていくということをする中で、この目標が達成されていくということになるかと思っております。そのために(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法についてということで、農地パトロールを通じて、農地の利用状況や利用意向の把握に努めながら、耕作放棄地再生利用緊急対策や日本型直接支払い制度等を、各般の事業の活

用を促進し、耕作放棄地の発生防止・解消の取り組みを推進することとしております。

その具体的方法としましては、①農地の利用状況調査と意向調査の実施でございます。それから次のページ、②の農地中間管理機構との連携、③非農地判断の実施でございます。

次に2. 担い手への農地利用の集積・集約化についてです。次のページの目標設定の考え方ですが、西之表市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想これは市の農林水産課が平成28年12月に作成しております、この内容につきましては、農業委員会の方に意見の聴取を求められており総会において承認をしているところでございます。この構想の中の効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標値が50%となっていることから平成32年度までに約650ヘクタールを担い手への農地の集積目標面積とするという考えでございます。前のページに返っていただきまして、担い手への農地利用集積目標でございますが、現在、農地面積3,170ヘクタールに対しまして、本市の集積面積は954ヘクタール、集積率が30.1%となっております。

本市が目標としております50%には、ほど遠い状況でございますが、さらに、先ほど述べましたように国の目標は80%でございます。更に高い目標となっておりますが、まず3年後の目標としまして、農地の非農地化を進めながら、一方では集積をやっていくという両輪をすることによって、3年後の52.3%という集積率を目標としているところでございます。

担い手への集積率及び遊休農地の1%の目標達成については非常に、困難が予想されるところでございます。650ヘクタールを3年間で担い手に集積するという目標でございますが、ある程度は農地中間管理事業の成果としまして、昨年度も190ヘクタールを1年で集積しているという実績がございますので、大体、年間150から200ヘクタールを目途に集積して行けば3年後には52.3%という目標達成ができるのではないかと考えているところでございます。

次に、その具体的な推進方法でございます。農用地の利用集積に関する目標を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携のもと、地域の農用地の利用集積の対象者の状況等に応じ、特に認定農業者を中心に地域の地理的、自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用集積の取り組みを促進するとともに、情報の共有を図ることとしているところでございます。特に今回、農業委員の過半を認定農業者が設置するというように法律で定められておりますので、この指針の中にも特に認定農業者を中心という文言を盛り込んでおります。それから①の人農地プランの作成見直しについてですが、これも今回の法改正によって、特に市の施策、それから関係機関との連携というのが示されておりますので、農林水産課が実施しております人・農地プランに積極的に農業委員会が参画していくというようなことを定めているところでございます。②の農地中間管理機構との連携についても同様でございます。これまで同様に中間管理機構との連携については、担当の農林水産課と農業委員会とがしっかり連携をして農地の出し手と受け手の意向を踏まえて、マッチングを行うということを実施していく事を定めているところでございます。それから③農地の利用調整と利用権設定、④農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱いについてですが、皆さんが、何回か現地調査をされまして、非常にこの所有者の確知できない農地が多いことに気づかれていると思いますが、ここはしっかり確知することができるようにやっていくということが大変重要になっていくと思いますので、ここもこの指針に盛り込んでいるところでございます。⑤相続未登記農地の発生防止に向けた運動的な取り組みの推進でございます。本市においても相続未登記農地については課題となっております。これは全国的な問題でございます、現在、国のほうも相続未登記農地については、いろいろな法改正について、今議論をしているところでございます。そこで、新たなその相続未登記地を出さないという意味から、現在の農地所有者に対し、遺言の作成と相続の円滑化、相続登記の重要性などの相続関係の知識の啓発を行うとともに必要な支援を行うということを農業委員会ですべてやっていきたいという事でここに盛り込んでいるところでございます。

次のページです。3. 新規参入の促進についてです。目標の設定の考え方といたしまして、

過去の実績により、単年度目標の新規参入者を3名、新規参入者一人当たりの取得目標面積を下限面積の50アールとするというふうに考えております。ここにつきましては、農林水産課の新規就農者事業と連携をいたしまして目標は立てたところでございます。現状としまして、大体、年間3名という目標とし、3年後は12名、平成35年には18名というようなところで目標を立てているところでございますが、新規参入者が一人当たり、下限面積の50アールを新規就農するときに、しっかり保有できるような形で農業委員会としても支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

具体的な推進方法としまして、新規就農のための農地の確保について積極的に農地のあっせんや情報の共有を図ることで、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備することとし、①関係機関との連携、②企業参入の推進、③農業委員会のフォローアップ活動等を推進していくということを盛り込んでいるところでございます。以上です。

#### ○議長

はい、ただいま、事務局のほうから説明がありました。これについて皆さんの方から意見または質疑等ありましたら挙手をお願いします。

#### ○9番委員

9番です。よろしいですか、質問をいたします。2ページの上の表で3年後の目標が3,070ヘクタールとなっておりますが、3年間で100ヘクタール減っています。これは何を考えてのことでしょうか。

#### ○事務局

はい、お答えします。まず、この現状の3,170ヘクタールというのは、平成27年の農業センサスにおける耕地面積でございます。考え方としましては、今、現在皆さんが実施しております現地調査の中で、再生不可能で山林化している農地というのが非常に多いことに気づかれると思います。現況調査の結果を完全に非農地判断をして3年後、農地から外すということを見込み3年後の農地面積は大体、3,070haに減るだろうということでこの数字を見込んでおります。平成35年度の、3,004ヘクタールについても、以上のような根拠でございます。

この耕地面積の考え方なのですが、本市のさとうきびや芋、それからほかの園芸作物を耕作していくうえで何ヘクタールが必要なのかというところで最低でも2,000ヘクタールは必要だということで、安易に非農地化することは厳しい。今後もその農家が安定した経営をしていくうえで必要な面積が最低でも2,000ヘクタールだとしたら、これを今後、高齢化が進んで農家が減っていく中で、その農地を誰が作るのかという様なことも、今後考えて行かなければならないのかなというふうには考えております。ですから、この目標数値より、逆に非農地化、山林化して農地から外す面積が増えることも考えられると思います。あくまでも、これは今の段階での見込みでございます。

#### ○9番委員

はい、ありがとうございました。

#### ○6番委員

6番です。私は法人化のことについてちょっと聞いてみたいのですが、法人化は、29年の4月現在が1法人で9.4ヘクタールですが、その3年後に2法人で9.9ヘクタールとなっておりますけれども、この法人化の場合は、1法人で9.4ヘクタールも耕作しなければいけないのですか。

#### ○事務局

この面積の根拠ですが、これは28年度に、1法人が法人化しております。その法人が取得した面積が9.4ヘクタールだったということであり、現状としてその数字をあげておまして、3年後は、本来でしたら、目標値が3とか4とかになるべきなのですが、非常に現状として法人化がなかなかできないのではないかとということで、目標としては低く見込ん

でいるところでございます。この面積については、単に現在の1法人の取得をした9.4ヘクタールに下限面積の50アールを加えたものでございます。

**○6 番委員**

はい、ありがとうございます。

**○議長**

他に、質疑はありませんか。

**○古田推進委員**

愚問な質問かと思えますけれどもよろしくお願いたします。

目標設定の考え方で⑥にあります、相続未登記農地の件でございますけれども、本当これは大変な御苦勞があらうかと思えます。父、祖父の名義であった場合、大変な親族、親戚の方々に多大なる、ご足労と手数をかけるわけでございますけれども、もしこれが完了した場合、これも、農業委員会の方に報告しなければならないのかお聞きいたします。

**○事務局**

この件につきましては、相続未登記の発生防止に対する啓発をしていきたいと思いますという事で、例えば、地域の皆さんから相談等があった場合、それから、あらゆる機会を通じて相続未登記農地にならないように、相続ができるような啓発を推進していこうということでございます。既に、相続未登記農地の土地については、できるだけ登記をしていただくよう啓発していくしかないと思われます。

**○古田推進委員**

それでは、個人的な相続で父から後継者の方に名義が変わった場合なんかは、もうここに届ける必要はないわけでしょうか。

**○事務局**

それにつきましては、農地法第3条の3の届出書というものがございまして、相続登記が終わった場合には、農業委員会に届け出ないといけないということになっておりますので、実際その届け出をする場合、不在地主などの場合には、誰かに貸すとかという希望があれば、あつせんを希望しますという欄がありますので、それで遊休農地にならないよう、次の借り手を探すという手続にするための届け出をするようになっております。

**○14 番委員**

この最後のページの農業委員会のフォローアップ活動についてというところの最初の文言で、農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積、西之表は50アールですけど、別段の面積を設定して新規就農等を促進するというのは、どういう考え方で、推進していけばいいのですか。

**○事務局**


下限面積については、他市町村の方からも、この下限面積について変更したらどうかというような、それぞれの市町村で話が出ております。現在西之表においては50アールを守っていくということなのですが、そこは、他の市町村の意見を聞きながら変更も考えられるんじゃないかということを含めまして、この指針の中に載せているところでございます。

**○議長**

他に、ありませんか。はい、無いようですので、ただいまの報告のとおり策定することに賛成する方の挙手をお願いします。はい。ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第6号につきましては原案どおり策定し、遅滞なく公表をいたします。

以上で本日の議案審議を終了します。

会 長 聯 田 峰 生 

6 番 委 員 吉 田 洋 美 

7 番 委 員 鮫 越 繁 樹 